

未熟児養育医療給付制度のご案内

○未熟児養育医療給付制度とは

未熟児が指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合の医療費自己負担分を、公費負担する制度です。体重 2,000 g 以下での出生や身体の機能が未熟なままでの出生等、医療機関での養育が必要な未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずるための給付を行います。

○対象者

宗像市に住所を有する未熟児（出生時の体重が少ない、あるいは身体の発育が未熟なまま生まれた0歳児）で、下記のケース①または②に該当し、「指定養育医療機関」において入院養育を受ける必要のあるお子さんが対象になります。（一度も退院していない場合に限りです。）疾患等により新生児集中治療室（NICU）で入院治療を受けていても、未熟児でないお子さんは対象となりません。

○対象となるケース・症状

次の①②いずれかに該当し、入院養育が必要な未熟児であると指定養育医療機関の医師が認めたもの

- ① 出生時体重が2000グラム以下
- ② 身体発育の未熟性に起因する次のいずれかの症状がある

※次の症状があっても、未熟児と診断されていない場合は対象外となる場合があります。

未熟児でないお子さんの治療は、他の制度の対象となる場合もありますので、ご相談ください。

一般状態	・運動不安、けいれん ・運動が異常に少ない
体温	・34 度以下
呼吸器循環器	・強度のチアノーゼが持続 ・チアノーゼ発作を繰り返す ・呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向 ・呼吸数が毎分 30 以下 ・出血傾向が強い
消化器	・生後 24 時間以上排便がない・生後 48 時間以上嘔が持続 ・血性吐物、血性便がある
黄疸	・生後数時間以内に出現・異常に強い黄疸がある

○給付対象期間等

養育医療の期間は、医師が意見書に記入した診療予定期間の範囲内（最長で1歳の誕生日の前日まで）で決定します。ただし、期間満了前に退院または市外へ転出された場合は、その時点で終了となります。また、一度退院して再入院した場合も対象となりません。他の指定養育医療機関に転院する時は、新たに転院先医療機関の医師による養育医療意見書を添えて継続申請の手続きが必要です。

○対象となる医療の範囲、保護者負担

指定養育医療機関における入院治療費（診察・薬剤又は治療材料・医学的処置・手術およびその他の治療・病院又は診療所への収容・移送）の健康保険適用後の自己負担分及び、入院時食事療養費標準負担額（入院中のミルク代の自己負担分）が対象となります。養育医療給付には保護者負担があり、負担額は世帯の所得（扶養義務者全員の市町村民税所得割額を合算した額）によって決定しますが、養育医療券を医療機関に提示すると、この保護者負担分は市の「こども医療費助成」として、保護者に代わり市が直接負担しますので、会計時に徴収されません。

★注意事項★

- 医療機関で精算済みの医療費は、養育医療で払い戻しを受けることはできません。申請中に退院が見込まれる場合は、入院費精算の時期や方法について、退院前に医療機関にご確認ください。
- おむつ代や差額ベッド代などの、保険適用外の費用は給付の対象になりません。

○申請手続き・申請窓口

未熟児養育医療給付を受けるためには申請が必要です。宗像市子ども家庭センター子ども保健係へ書類を提出してください。

○申請に必要な書類

★下記①②③の書類は宗像市公式ホームページからダウンロードできます。子ども家庭センターでもお渡ししています。

★二人以上の申請をする場合、お子さん一人ごとに申請書と添付書類をご用意ください。

書類名称		説明
①	養育医療給付申請書	◆保険証の番号等は正確にご記入ください。
②	養育医療意見書	◆入院した指定養育医療機関の医師が記入します。 ◆市の様式と同じ項目がすべて網羅されている場合は、医療機関にある様式も使用できます。
③	世帯調書兼同意書	◆ <u>別居（単身赴任等）の保護者も含め、同一生計の方全員</u> を記入してください。 ◆当年1月1日に宗像市に住所のなかった方は、備考欄にその時住民票のあった市区町村を都道府県名から記入してください。 ◆ <u>1月1日に海外在住で課税がなかった方</u> については、 <u>1月1日に海外在住であったことを証明する書類と、前年1月から12月までの収入額を確認できる書類</u> →会社員の方の例：勤務先が発行する <u>海外勤務（期間）証明書</u> と前年1～12月の <u>給与支払額証明書</u> などが必要になります。
④	お子さん本人の健康保険証と、世帯全員のマイナンバー確認書類 ※確認書類がマイナンバーカード以外（マイナンバー通知書や住民票）の場合は、ご本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証やパスポート等）も必要です。	◆赤ちゃんが加入している健康保険証 *健康保険証が30日以内に発行が間に合わない場合は「健康保険資格取得証明書」での手続き可。 【健康保険資格取得証明書は、子ども家庭センターでお渡しをしています。健康保険証ができれば、コピーの提出をお願いします】 *生活保護を受給している人は、「生活保護受給者証明書」が必要です。
⑤	子ども医療証の写し	◆赤ちゃんが加入している子ども医療証 *手続きには、赤ちゃんの健康保険証が必要です。
⑥	低体重児出生届	◆妊婦健康診査補助券の末尾にあります。
⑦	母子健康手帳のコピー	◆「出生届出済証明」「妊婦の健康状態」「妊娠中の経過」「出生の状態」のページ

○給付の決定、決定後の手続き

審査の結果、給付が決定した方には、申請から2週間ほどで養育医療給付券を普通郵便で郵送します。養育医療給付券は、医療機関窓口に提示することで制度が適用されます。提示しないと通常の保険診療扱いとなりますので、必ず提示してください。

養育医療給付券が届いた時点で、すでに退院している場合も、すみやかに医療機関に提出してください。

申請窓口・お問い合わせ先

宗像市役所子ども家庭センター子ども保健係

TEL : 0940-36-1365 FAX : 0940-37-3046

MAIL : k-katei@city.munakata.lg.jp